

お客様へ

1.以下の「GMO IRD「Navi Officer /N」使用許諾標準条項」をよくお読み下さい。

2.本条項に依拠する「申込書」又はそれに準ずる契約書（契約書、覚書又は注文書等、その名称を問わない。以下「申込書」といいます）によって、「NAVI OFFICER /N」の使用許諾（以下「使用許諾」といいます）を販売者に申し込んだ場合、本条項の全ての条件に同意したものとみなされ、お客様は自ら署名した他の契約書と同様、本条項に効力が生じることを了承します。

3.本条項に同意されない場合は、使用許諾を受けることはできません。

4. 万一、本条項を確認、同意せずに申込書を販売者に提出した場合、提出日から3日以内にGMO IRD又は販売者に対して書面でお申し出頂ければ、使用許諾の申込みを撤回することができます。ただし、既にお客様が「Navi Officer /N」の全部又は一部を使用している場合は、この限りではありません。

5.「申込書」の提出は、使用許諾の開始を意味するものではありません。使用許諾の申込みは、販売者からお客様への「申込確認書」又はそれに準ずる契約書（契約書、覚書又は注文書等、その名称を問いません。以下「申込確認書」といいます）の返送によって、完了します。

6.GMO IRD又は販売者は、GMO IRD又は販売者の都合により、使用許諾のお申し込みをお断りすることがあります。

## GMO IRD「Navi Officer /N」使用許諾標準条項

GMO アイアールディー株式会社（以下「GMO IRD」という）は、本条項に定める条件で、お客様にソフトウェアの使用を許諾します。

### 第1条（定義）

1.本条項において、以下各号に定める用語の定義は、以下各号に定めるところによります。

- ①「対象製品」とは、使用許諾の対象となるソフトウェア及びマニュアルをいいます。
- ②「販売者」とは、お客様に対象製品を販売した者をいいます。

### 第2条（目的）

1.本条項は、対象製品に関する使用許諾の基本的な条件について定めることを目的とします。

### 第3条（使用許諾）

1.GMO IRDは本条項に基づき、お客様が、お客様の通常業務の範囲内で対象製品を使用するための非独占的な権利を、お客様に対して附与します。対象製品及び対象製品の使用に関するその他の条件は、「申込書」及び「申込確認書」又はそれに準ずる契約書（契約書、覚書又は注文書等、その名称を問わない。以下合わせて「契約書」といいます）の通りとします。

2.お客様は、対象製品を使用するにあたり、本条項の他、GMO IRDの用意するマニュアルに記載の各事項を遵守するものとします。

### 第4条（使用許諾料金）

1.対象製品の使用許諾の対価（以下「使用許諾料金」という）、支払通貨、請求及び支払方法は、契約書に定めるとおりとします。お客様は、使用許諾料金を支払うことなく対象製品を使用することはできません。

2.お客様は、使用許諾料金を課される税金及び公租公課（以下合わせて「税金」といいます）を全て負担するものとし、使用許諾料金を税金相当額を加算した額を、販売者に支払うものとします。

3.お客様は、現在及び将来において各国で課される税金、課徴金、輸入税、関税、付加価値税又は罰金等の制約を一切受けることなく、これらを一切控除せずに、販売者に使用許諾料金を支払うものとします。

4.使用許諾料金の送金等に必要な手数料は、お客様負担とします。

5.お客様は、支払済みの使用許諾料金の返還を請求しないものとします。\*

### 第5条（検査）

1.お客様は、対象製品の提供を受けた後10日以内に、対象製品が含まれる媒体を検査し、落丁、乱丁、汚損、数量の不足がある場合にはその旨をGMO IRDに申し出るものとし、それがGMO IRDの責によるときはGMO IRDは無償で代替品を提供するか又は当該媒体を修補するものとし、それがお客様の責によるときはGMO IRDは別途有償で、代替品を提供するか又は当該媒体を修補するものとします。

### 第6条（知的財産権）

1.対象製品に関する一切の著作権及び工業所有権（以下「知的財産権」という）は、GMO IRD又はGMO IRD以外のその他の使用許諾者（以下「その他の使用許諾者」という）に帰属しています。\*

### 第7条（登録情報、ユーザーID等の使用及び管理）

1.お客様は、対象製品の利用のために必要となる場合、ユーザーIDやパスワード（以下「ユーザーID等」という）を第三者に利用されないよう善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。万一、第三者にユーザーID等を利用されたことを知った場合は、ただちにGMO IRDに通知するものとします。\*

2.お客様は、ユーザーID等の使用上の過誤、管理不十分、又は第三者による不正使用等に起因するすべての損害につき責任を負うものとします。\*

3.お客様は、GMO IRDが別途承諾する場合を除いて、次の各号に定める行為をしてはなりません。\*

①ユーザーID等を第三者に貸与、譲渡したり、名義変更を行ったりすること。

4.お客様が対象製品に登録した情報（個人情報を含むがこれに限定されない）はすべてお客様の責任にて管理するものとします。\*

### 第8条（導入、保守）

1.対象製品の導入は、別途有償にて締結されるデータ移行サービス等の契約によって行われるものとします。

2.対象製品の導入後のサポート（バージョンアップ版の提供を含む）は「Navi Officer /N」ソフトウェア保守標準条項」に基づく有償のサポートサービス契約によって行われるものとします。

3.サポートサービス契約に基づいてお客様に提供される対象製品のバージョンアップ版についても、本条項に基づく対象製品の使用条件が適用されるものとします。

### 第9条（端末機器等の準備）

1.お客様が対象製品を使用するために必要な端末機器、周辺装置、その他のソフトウェア及び通信回線等は、お客様がその費用と責任においてこれを取得、設置、維持管理し又は第三者から使用許諾を得るものとします。

### 第10条（稼働環境）

1.お客様が対象製品を使用するために必要となる端末機器、周辺装置、その他のソフトウェア及び通信回線等の推奨環境は別途GMO IRDが指定する通りとします。但し、GMO IRDは、お客様の現実の稼働環境による対象製品の完全なる稼働を保証するものではありません。またお客様が端末機器又は周辺装置に、対象製品を使用するために必要となる以外の他社製ソフトウェアをインストールした場合、GMO IRDは他社製ソフトウェア及び対象製品の完全なる稼働を保証するものではありません。\*

### 第11条（使用の制限）

1.お客様は、対象製品について次の各号記載の行為を行ってはなりません。\*

①対象製品の全部又は一部の複製、公衆送信又は自動公衆送信可能な装置へのインストール。

②対象製品の全部又は一部の改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル。

③対象製品の全部又は一部の第三者への使用許諾又は提供（譲渡、転貸、担保提供を含むがこれに限らない）。

④対象製品の使用につき端末機器の指定がある場合は、当該端末機器以外の機器での使用。

⑤対象製品を使用するためのユーザーID等の第三者への漏洩、又はその第三者への使用許諾。

⑥上記以外で、対象製品に関する知的財産権又は企業秘密を侵害する行為。

2.前項第①号の定めに係わらず、お客様は対象製品に係るお客様のデータのバックアップのために、対象製品を他の端末機器に複製することができるものとします。ただし、複製を保存する端末機器には対象製品をインストールすることはできません。

3.お客様は、対象製品の使用のために、その他の使用許諾者の承認が必要とされる場合は、その他の使用許諾者の承認を取得するものとします。

4.お客様は、その他の使用許諾者の破産、廃業、転業、吸収、合併、処分あるいは事業方針の変更等のやむを得ない事情が発生した場合、対象製品の全部又は一部の使用ができなくなる場合があることを承諾します。

### 第12条（責任の制限）

1.GMO IRDは、対象製品の内容がお客様への提供の時点で最新であることを保証します。但し、GMO IRDは、対象製品を現状有姿でお客様に提供するものであり、明示であると黙示であるとを問わず、正確性、商品性、有用性、お客様の特定の目的に対する適合性を含むその他の保証を一切行うものではなく、対象製品に含まれるその他の使用許諾者が知的財産権を有するソフトウェア又はオープンソースソフトウェアについても同様とします。\*

2.GMO IRDは、対象製品の使用の結果又は不使用の結果によりお客様又は第三者が蒙った損害（事業利益の損失、事業の中断、データの損失又はその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されない）について責任を負いません。\*

3.お客様及びGMO IRDは、次の各号に掲げる事由又は当事者の支配を超えたその他の事由によりお客様、GMO IRD又は第三者が蒙った損害（サービスの中断、遅延等が生じた結果による使用不能あるいは情報の滅失又は損壊等の損害を含む）については、互いにその責を負わないものとします。\*

①地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争など当事者の支配を超えた事由により生じる損害。

②電子計算機、通信回線の障害、電力事故、輸送機関等の事故又は保全に必要な工事等に起因する損害。

③法令制度の改廃又は公権力による命令処分により生じる損害。

④第三者の物理的又は電子的侵害行為（ソフトウェアウィルス、有害コード、ハッキング等不正アクセス行為を含みます）による損害。

⑤GMO IRDの責によらないハードウェア及びソフトウェアの不具合による損害。

⑥お客様による対象製品の操作ミス、又はお客様又はその指定する者が設置、維持管理するハードウェア及びソフトウェアの障害に起因する損害。

⑦GMO IRD以外の者が提供するソフトウェア又はデータの誤謬に起因する損害、お客様のサービス又はネットワークの不具合に起因する損害。

⑧GMO IRDの予知できなかった設備、ソフトウェアの不具合、トランザクションの過度の集中によるソフトウェアに関するシステムのダウンに起因する損害。

⑨本邦内外の電気通信事業者、インターネット接続プロバイダーの責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化に起因する損害。

### 第13条（保証）

1.GMO IRDは、対象製品の提供の時点において第三者の知的財産権侵害に基づく請求がなされていない事を保証し、万一、GMO IRDの責に帰すべき事由により、お客様が本条項所定の条件の下で対象製品を使用することに対し第三者から知的財産権侵害を理由とする請求がなされた場合は、本条項所定の条件の下でGMO IRDの費用と責任においてこれを防衛、解決し、お客様が負担

した費用又は蒙った損害を賠償するものとします。但し、次の各号の全てが充足されないときには、GMO IRD はお客様が負担した費用又は蒙った損害に責任を負うものではありません。\*

①抗弁及び解決について全ての裁量を GMO IRD に与えること。

②請求がなされた場合ただちに書面により GMO IRD に通知するとともに、GMO IRD が必要とする情報を GMO IRD に提供すること。

③GMO IRD による解決及び抗弁のために合理的な範囲内でお客様が協力すること。

2.前項に定める請求がなされた場合又はそのおそれがあると判断される場合、GMO IRD は、以下各号に定める回避手段のうち実施可能なものを実施するものとします。\*

①対象製品を本条項に従って引き続き使用する権利を取得する。

②対象製品を知的財産権を侵害せず本条項に適合するものに変更する。

③対象製品を本条項に適合し知的財産権を侵害しないものと交換するか又はお客様の要求に応じて対象製品の返品を受け入れ、受領済の使用許諾料金より償却額を控除した使用許諾料金残額をお客様に返金する。

3.前項に定める第三者からの請求が次の各号の一に該当する場合には、GMO IRD は本条に定める責任を負うものではありません。\*

①お客様が対象製品を日本国外で使用した場合

②お客様が GMO IRD に提供した資料・情報に起因する場合

③お客様が行った対象製品の改変、対象製品とお客様のソフトウェアとの結合又は対象製品に組み入れたお客様のソフトウェアが提訴の対象となった場合で対象製品単独であれば侵害が生じなかった場合

#### 第 14 条 (損害賠償)

1.本条項に別段の定めがある場合を除き、お客様と GMO IRD は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、請求原因の如何にかかわらず、対象製品の使用許諾料金の範囲内で、相手方に生じた通常且つ直接の損害を賠償するものとします。\*

2.GMO IRD は、本条の定め以外は、お客様が生じた損害及び知的財産権侵害に関して、一切責任を負いません。\*

3.対象製品は、GMO IRD がお客様に直接使用許諾するものであり、販売者は、対象製品に関して、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、一切の責任を負いません。なお、本項の定めは GMO IRD 自身が販売者となるときは、適用されません。\*

#### 第 15 条 (有効期間)

1.本条項は、本条項締結の日よりお客様が対象製品の使用を終了するまで又は事由の如何にかかわらず本条項が終了するまで有効とします。

#### 第 16 条 (契約の解除)

1.お客様又は GMO IRD は、相手方がその責に帰すべき事由により本条項の条項のいずれかを履行しない場合は、相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは、書面による通告をもって本条項を解除又は解約することができるものとします。

2.本条により本条項が終了した場合でも、お客様又は GMO IRD は相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。\*

3.お客様は、GMO IRD の責に帰すべき事由による本条項の終了の場合を除き、GMO IRD に支払った使用許諾料金につき返還を請求することはできません。\*

#### 第 17 条 (契約終了時の措置)

1.本条項が終了した場合、お客様は、ただちに次の各号の措置を取るものとします。\*

①対象製品 (改変物・複製物を含む) を、GMO IRD の求めに従いすみやかに返還するか又は抹消もしくは破壊するものとします。

②前号により対象製品 (改変物・複製物を含む) を抹消又は破壊した場合は、GMO IRD の要請によりこれが終了したことを証する書面を GMO IRD に提供するものとします。

#### 第 18 条 (広告及び宣伝)

1.GMO IRD 及び販売者は、事前に書面による承諾を得た場合、お客様が対象製品を使用していることにつき、GMO IRD 及び販売者のホームページ、対象製品のウェブサイト、その他カタログやパンフレット等の印刷物で公開することができるものとします。お客様の要望がある場合、GMO IRD 及び販売者は速やかに公開を中止するものとしますが、既に印刷済みの印刷物についてはそのまま頒布することができるものとします。\*

#### 第 19 条 (輸出管理)

1.お客様における対象製品の利用形態によっては、輸出入関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合があります。この場合、お客様は、対象製品の利用地における輸出入関連法令を遵守するとともに、お客様自身の責任と判断において、所定の手続きを行うものとします。\*

2.お客様は、対象製品を、日本国政府及びアメリカ合衆国政府の輸出管理規則若しくは他の輸出関連法規で禁じられた方法により使用又は輸出することはできません。また、対象製品が輸出統制品目に指定されている場合、お客様は、日本国政府又はアメリカ合衆国政府が輸出を禁止している国の国民又は法人ではなく、且つそれらの国に居住又は所在していないこと、またお客様が対象製品を使用あるいは受領することを輸出関連法規で禁止されていないことを、GMO IRD に対して表明及び保証しなければならないものとします。\*

#### 第 20 条 (効力の存続)

1.本条項は、お客様が対象製品の使用を終了するまで有効とします。ただし、本条項のうち、条項の末尾に"\*"マークが付されている条項は以後も有効とします。\*

#### 第 21 条 (権利譲渡の禁止)

1.お客様は、GMO IRD の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本条項及び本条項に関して取得した権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。\*

#### 第 22 条 (全合意)

1.本条項は、お客様、GMO IRD 及び販売者の対象製品の使用許諾に関する完全な合意であり、本条項の効力発生以前の他の全ての表明、交渉、了解、連絡又は通知に優先します。本条項の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本条項のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持します。但し、本条項はお客様の法律上の権利の行使を制限するものではありません。\*

#### 第 23 条 (準拠法)

1.本条項は、日本国法に準拠し解釈され、一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。\*

#### 第 24 条 (疑義解釈)

1.本条項に定めのない事項、疑義を生じた事項及び本条項の変更については、お客様と GMO IRD による協議のうえ、これを解決するものとします。\*

#### 第 25 条 (条項の変更)

1.GMO IRD は、お客様への通知をもって、本条項を変更することができるものとします。なお、通知は本サイトに掲載することで足りるものとします。なお、当該変更は、当該変更の時に既に成立している契約書には影響を与えないものとします。\*

以上

(附則)

2017 年 11 月 1 日発効

京都府京都市下京区中堂寺粟田町 93 番地  
京都市サーチパークサイエンスセンタービル 4 号館  
GMO アイアールディー株式会社